

2010年12月18日

消費者庁長官 福嶋 浩彦 様
消費者委員会委員長 松本 恒雄 様
厚生労働大臣 細川 律夫 様
食品安全委員会委員長 小泉 直子 様

「食の安全・市民ホットライン」
代表 神山美智子 <公印省略>

要 請 書

『(株)NH%』が販売する健康食品にかかわる商法は、景品表示法や薬事法にも違反する悪質な販売方法です。このような商法を中止するよう当該事業者には指導・監督を求めます。また、健康食品の宣伝・広告の規制を強化するようあわせて要請します。」

「食の安全・市民ホットライン」は、食にかかわる不具合情報を、消費者の皆さんから通報してもらい、それをネット上に公表しております。食べ物の不健全な供給を正して、消費者の命と健康を守ることが目的です。

先般、「(株)NH%」の健康食品販売事業にかかわる批判が消費者から寄せられました。「食の安全・市民ホットライン」では、その批判の内容を検討し、「通報者のご主張にも一理ある」と判断して、ホットラインのホームページに掲載いたしました。

<<http://www.fsafety-info.org/index.html>>

掲載内容は別紙の通りです(資料A)。「食の安全・市民ホットライン」のホームページ上には、商品名、事業者名などは、記号化して、風評被害などが起こらないように配慮しました。通報者が批判したように、当該の事業者による商品の宣伝や販売手法は、確かな根拠を示すことなく、消費者の不安を煽って、商品を販売するものであり、景品表示法や薬事法に違反する悪質な商法です。下記のような問題点があります。

(1) 特定保健用食品(トクホ)の許可を得ていないのに、販売商品である「Sジェル」を、トクホとおなじ効果があるとする不適切な広告・宣伝をしている。

(株)NH%は、報道関係者に配布したとする情報をプレスリリースとして配信会社にネット上に掲載させている。その上で、(株)NH%や販売店は、当該のプレスリリースを宣伝に用いて、ネット上で「Sジェル」の販売に利用している。

宣伝では、

“健康食品・サプリメントに新しいコンセプトを展開。「トクホ」関与成分を中心に30種を配合。同じ安心と効用を安価に提供する、「Na」ブランドの新商品「Sジェル」発売。”

として、トクホでないのに、トクホとおなじ効果があると消費者を偽り、さらに安価だとの印象を与えて、不適切な広告・宣伝をしている。

(2) “血糖値・血圧・血中コレステロールの低下作用のあるサプリメント”と違法な宣伝。

上記のプレスリリースでは、

“(株)NH%は、化粧品・サプリメントの自社ブランド「Na」の新商品「Sジェル」を発売。「トクホ」関与成分を中心に30種の成分を配合した、血糖値・血圧・血中コレステロールの低下

作用のあるサプリメント。「トクホ」成分を使い、同じ安全性と効用を安価に提供する新商品を展開。”

として、血糖値・血圧・血中コレステロールの低下作用のあるサプリメントと違法な宣伝をしている。

また、Tech-I というあたかも客観的な記事であるかのようなサイトを使って、“メタボとはメタボリック・シンドローム、つまり代謝症候群のことである。俗に「死の四重奏」と呼ばれる、高脂血症、高血圧、肥満、高血糖が揃うと成人病リスクが激増すると言われている。そこで生活習慣を見直すとともに、起きている事実、つまり定期検診で出される各種検査数値を正常値に近づけることが必要である。そこで、今回紹介するのは、その名もズバリ数値を下げるための健康食品「Sゲル」である。20種類以上の自然成分を配合したSゲルは、ダイエット食品ではなく、総合健康食品である。その名のとおり、一般には正常値より高くなりすぎる各種検査数値を下げて、正常に近づけることによって、自然かつおだやかにメタボリック・シンドロームを解消していくというものだ。”

として、薬効を標榜し、薬事法にも違反する悪質な販売方法をとっている。

(3) Sゲルは30種類以上の“自然の原料から抽出した成分を厳選して配合しました”とする混合物である。これらは、食材の粉末であったり、抽出物であったり、食品添加物として認可されているものである。

この混合物を、(株)NH%は、

“Sゲルは、食品です。自然の原料から抽出した成分を厳選して配合しました”、ダイエット食品ではありません。総合健康食品です“と定義をして、宣伝をしている。

総合健康食品と称しているが、食材の粉末、抽出物、食品添加物は、食習慣のある「食品」とは言えない。抽出物等の形態を食品として食する食習慣はない。

このように、たとえ原料が食材であったり“自然の原料”であったとしても、食習慣に反した食仕方なので、過剰摂取の危険がある。また、多種類は、マイナスの複合効果の可能性もある。このような摂取形態については健康影響が評価されていないので、健康を害するリスクが生じる可能性がある。

(4) サプリメント・健康食品の広告・宣伝規制が必要

一般の包装された食品では、このような表示は許されていない。

1) 販売店にプレスリリース文面を利用させて、違法宣伝を間接的に行なっている。

(株)NH%が関与するネット宣伝には、血糖値・血圧・血中コレステロールの低下作用があるとは宣伝しているわけではなく、販売店にプレスリリースとする文面を掲載させ、効果のあることを宣伝している。違法性を免れんとする悪質な商法である。

2) 商品の宣伝ページで、大学教授に、栄養にかかわる学問的な説明をさせ、いかにも商品が栄養的にも、事業者としても信頼できるように装っている。

Sゲルのネット販売の文面には、

<メタボをよく理解しよう。Tu教授（Iキリスト教大学）にお伺いしました>として、脂肪

燃焼システムについてのインタビュー記事を掲載している。著名な栄養学者である T u 教授は、この商品を推奨しているわけではないが、この健康食品の販売方法が、信用のあるものと消費者に印象付ける役を果たしている。

3) インターネットを利用した広告・宣伝に問題がある。

上記のケースはいずれもインターネットを複合的に使った販売手法である。インターネットを利用した食品の広告・宣伝は、包装食品の「表示」にあたるともいえる。ところが、包装食品の「表示」の場合は食品衛生法には厳しい制約があるが、ネットによる広告・宣伝では、十分な法の規制がない（ちなみに景品表示法では広告も表示に含むものとして規制している）。消費者の健康に著しいリスクを与えるおそれがある健康食品のネット広告・宣伝には、厳しい規制が必要である。

こうしたことから、私たち「食の安全・市民ホットライン」は、消費者庁、消費者委員会、厚生労働省、食品安全委員会に対して次のように要請します。貴省庁の対処方針を平成 23 年 1 月 15 日までに、文書でご回答下さい。

記

①「(株)NH%」が行なう販売方法は、景品表示法や薬事法に違反する悪質な商法であり、消費者の健康を損なう恐れがあります。ただちに違法な商法を中止するよう指導・監督をされますよう要請します。

②抽出物を食品として制限を設けずに販売しているが、食習慣以上に摂取することになりがちで、過剰な摂取の危険性がある。また、複合摂取のリスクも懸念される。

③消費者の健康に著しいリスクを与えるおそれがある健康食品については、インターネットを利用した広告・宣伝にも、景品表示法における表示の概念を取り入れ、食品衛生法における包装食品の「表示」と同様にあつかうなど、厳しい規制をされるよう申し入れます。

資料A 「食と安全・市民ホットライン」のホームページの掲載内容の抜粋
(実際には記号化しています)

年月日	不具合	食品	商品名 (メーカー)	事業者名	皆さんからの不具合情報	ホットラインの対応	男女	住所
2010.12.10	不適 宣伝	健康 食品	Sゲル	㈱NH%	Sゲルのネット販売の文面には、 「メタボをよく理解しよう。Tu教授(Iキリスト 教大学)にお伺いしました」として、脂肪燃 焼システムについてのインタビュー記事を 掲載している。Tu教授は、この商品を推奨 しているわけではないが、この健康食品の 販売方法が、信用のあるものと消費者に印 象付ける役を果たしている。著名な栄養学 者である。		男	兵庫 県
2010.11.22	違法 宣伝	健康 食品	Sゲル	㈱NH%	トクホの認定を受けていないのに、トクホの ような食品の宣伝をしている業者がいる。宣 伝文は、消費者に誤解を与えるような内容 にみえる。 ＜事務局補足＞ ネット上のプレスリリース文面として「トク ホ」関与成分を中心に 30 種の成分を配合し た、血糖値・血圧・血中コレステロールの低 下作用のあるサプリメント。「トクホ」成分を 使い、同じ安全性と効用を安価に提供する 新商品を展開」と掲載。		男	岡山 県

連絡先

1) 「食の安全・市民ホットライン」東京事務局

「食の安全・監視市民委員会」事務局内

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207 日本消費者連盟気付

電話 03-5155-4765 Fax 03-5155-4767 E-mail office@fswatch.org

2) 「食の安全・市民ホットライン」全国事務局

美作大学大学院山口英昌研究室気付

〒708-8511 岡山県津山市北園町 50

email : yamaguch@mimasaka.ac.jp